

第三者評価結果

事業所名：浅間幼稚園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>児童憲章や児童福祉法の趣旨を捉え保育理念の一つを「子ども達が心身ともに健やかに育つよう、園生活が楽しく、安全で過ごせるように子どもの人権に十分配慮した保育をおこなう」とし、社会的責任や人権尊重の項目とともに全体的な計画に記載しています。また全体的な計画は、子どもの発達過程や地域の実態、長時間にわたる保育などを考慮し、子どもが安心して成長していけるように作成しています。計画は園長が作成し、職員会議で修正してまとめています。年度末には見直しを行って次年度の計画作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園は1、2歳児の乳児棟と3～5歳児の幼児棟に分かれています。保育室は明るく、温湿度計で確認しながらエアコンや加湿器で適切な温湿度管理を行うとともに、常時換気もしています。1、2歳児はコロナ禍以前は同じフロアの保育室を使用していましたが、現在は感染症対策として1、2階に分かれています。また3～5歳児は同じフロアで過ごし、4、5歳児は広い保育室で合同で過ごす時間を多く持っています。保育室内外の清掃、消毒は「安全管理マニュアル」などに定め、曜日ごとに清掃の担当者を決めて実施しています。好きな場所で遊び込めるようにマット、机などで年齢に合わせたコーナーを作り、子どもがくつろいだり落ち着いたりしたい場合には、それぞれの子どものに合わせた場所で過ごすようにしています。食事と睡眠の場所を分けて子どもが落ち着いて食事をとれるようにし、午睡時は1、2歳児は睡眠中にオルゴールの音楽を流すなど心地よく眠れる環境にしています。手洗い場、トイレは年齢に合わせて利用しやすく、トイレの清掃方法を掲示して清潔な状態に保っています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>子どもの発達過程や家庭環境は、入園時に提出してもらう児童票をはじめ、入園後の保護者からの連絡や新年度に提出してもらう状況確認票などで把握し、子どもの個人差を尊重しながら保育を行っています。保育士は優しく声をかけて、子どもが自分の気持ちを表現できるように安心感を与え、子どもが話している時はしっかりと受け止めて気持ちに寄り添うようにしています。自分で話ができない年齢では、子どもの様子から気持ちをくみとり、寄り添ったり代弁したりしています。子どもの様子から、楽しんでいるか、集中できているかを把握して対応を検討するとともに、個々の子どもの成長を認めてほめるように努め、子どもの自尊心や自信をはぐくむようにしています。また障がいのある子どもを含めた保育についての研修を行い、保育の際は、どの子どもにも伝わるように、短く具体的な言葉で話すように心がけています。職員の気になる言葉づかいや威圧的な表現には園長や主任が声をかけ、職員会議やミーティングでも取り上げ改善に導いています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>基本的な生活習慣の習得については、全体的な計画に記載し個々の成長に合わせて保育士が援助し、子どもが自分でできることを嬉しいと感じながら身につけていけるようにしています。1、2歳児の月間の個別支援計画では、保育士は子ども一人ひとりへの声かけや対応を検討し、やろうとする気持ちを尊重しながら援助をしています。またトイレトレーニングなどは保護者の意向を把握し、家庭でも無理なく取り組めるよう配慮しながら始めています。子どもたちには言葉で伝えるだけでなく、手洗いや身じたくの方法についてわかりやすいイラストや写真を掲示して伝えています。午睡は強制することなく、眠くない場合は体を休めるように勧め、5歳児は就学までを見通し10月から午睡時間を徐々に減らして12月ごろにやめています。歯や歯みがきについて歯科健診の際に話をし、衣服の調節について季節の変わり目に伝えるなど、基本的な生活習慣の大切さについて子どもたちに話をしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>自発的に自由に遊べるように、保育室に年齢や発達に合ったおもちゃや本をそろえています。また祭りのおみこしの飾り付けや生活発表会の劇の内容について、子どもたちの意見を取り入れています。年齢や発達に合ったリズム運動を行って体を動かしているほか、3歳児以上は毎身体操教室を、5歳児は毎週剣道を行っています。戸外遊びは園庭以外にも積極的に公園に出かけて遊具遊びを楽しみ、昆虫やどんぐりを見つけるなど身近な自然に触れています。保育士は友だちと遊べるように手助けし、けんかが起きた際には仲立ちをしながら自分たちで解決できるように支援をしています。行事の際に友だちと協力することの大切さに気づき、縦割り活動での製作でいっしょに作り上げる喜びを感じられるようにしています。保育目標に「あいさつができる子ども」を掲げてきちんと挨拶をする態度を身につけ、ルールのある遊びから決まりを守ることの大切さに気づけるようにしています。散歩の際に地域の人などに挨拶をし、5歳児はスーパーマーケットに買い物に行くなど、地域と接する機会を持っています。自由に表現ができるように廃材を集め、子どもたちは大きな船や人形の家、トイレトペーパーの芯でどんぐりを転がすトンネルなどを作って遊んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	非該当
<p><コメント></p>	
<p>0歳児保育は実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>自分でやりたいという気持ちを大切に挑戦できる時間を作り、できたときはほめて、自信をつけて次に進めるようにしています。保育室をコーナーに分け、自由に移動して興味を持った場所で遊べるようにし、公園でも自由に探索活動が行えるようにしています。保育士は適時に必要な声かけや支援を行い、子どもが安心して遊べるように配慮しています。また子どもの気持ちに寄り添い、トラブルを未然に防ぐように努めるとともに、けんかが起きた際にはお互いの気持ちを代弁して仲立ちをしています。コロナ禍前は1、2歳児は同じフロアでお互いの様子を見ながら過ごしていましたが、現在は感染症予防のため保育室を異なるフロアにして、早朝や延長保育時にいっしょに過ごしています。また4、5歳児に手をつないでもらって散歩に行き、運動会に参加するなど異年齢と接する機会を持っています。家庭には登降園時の会話のほか連絡帳で毎日園での様子を伝えるなど、家庭での様子や保護者の要望の把握に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>3～5歳児は同じフロアで過ごしていますが、3歳児のみ保育スペースを分け、複数の保育士が対応して落ち着いて過ごせるようにしています。3歳児は友だちといっしょに活動しながら遊びを楽しみ、体操教室では運動能力をはぐくんでいます。保育士は子どもが自分の思いを言葉で表現できるように、またほめられたり認められたりすることで、自分に自信が持てるように支援をしています。4歳児は5歳児と合同での遊びを通して活動の幅を広げ、また当番活動や行事を友だちと協力して行っています。自分の思いを発表し、行事で友だちといっしょに演技などを披露する経験を積み重ねていくことで自信をつけていけるようにしています。5歳児は異年齢活動の際に年下の子どもに優しく接しながら、年長者として積極的に遊びなどを伝えています。行事の際に友だちと力を合わせてやりとげることで達成感を味わい、行事の内容などを話し合う機会に、自分の意見を話すとともに友だちの意見も聞くようにしています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>乳児棟にはエレベーターが設置され、幼児棟はバリアフリーの造りで、それぞれに「だれでもトイレ」が設置されています。障害のある子どもには個別支援計画を作成し、月案にも個別配慮について記載しています。計画に基づいた保育を行い、個別日誌にその日のねらい、子どもの様子、特記事項、自己評価を記載し、子どもの成長を確認しながら保育を行っています。子どもが落ち着いて過ごせるように配慮し、ほかの子どもとともに活動に参加できるように支援をしています。保護者とは連絡帳や登降園時の会話で情報を交換し、必要に応じて面談を行っています。中部療育センターの巡回指導を受け、西区役所のケースワーカーと連携を取り、民間の児童発達支援事業所の職員と意見交換を行っています。療育センターとの会議にはどの職員も参加でき、また研修で必要な知識を得ています。保護者には入園時に障がいのある子どもを受け入れる方針であることを伝えていますが、こうした障害のある子どもの保育に関する園の考え方を伝える取り組みには至っていません。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>長時間にわたる保育について、全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画に記載し、年齢や季節に合わせた過ごし方を検討しています。延長保育の時間帯は、子どもたちに疲れがみられることを踏まえてゆったりと過ごし、さみしい気持ちを理解してスキンシップを多くとるなど状況に応じて対応しています。また少人数で楽しめる遊びを用意し、絵本を読む時間も設けています。朝や夕方の延長保育では、1、2歳児と3～5歳児で分かれて過ごし、夕方の延長保育では、18時30分以降は3～5歳児は乳児棟に移動して1、2歳児といっしょに過ごしています。お迎えが18時31分以降となる場合は補食を提供しています。職員は「引き継ぎノート」「ミーティングノート」で情報を共有し、遅番の職員は連絡事項を保護者へ伝えています。3～5歳児のクラスの様子を伝える「クラスノート」を乳児棟にも置き、お迎えが遅い保護者も見ることができるようになっています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>5歳児の年間指導計画の4期(1~3月)は、ねらいを「就学に期待し、一人ひとりが主体的に活動できるようになる」として、養護や教育などの項目は就学を意識した計画になっています。全体的な計画では、小学校との交流や連携について記載し、また「就学前」の項目を設けて「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識した計画になっています。連携する小学校からは小学校生活の様子や発表会の様子の映像が送付されてくるので、子どもたちと視聴して就学への期待を持てるようにしています。保護者へは2月のクラス懇談会で就学に向けての説明を行い、子どもの成長を伝えて安心感を持てるようにしています。また要望があれば個人面談を行っています。連携小学校と交流事業の計画を立て、小学校職員と保育士が意見交換を行う機会があります。また西区の幼保小教育交流事業に参加して就学に向けての課題を話し合っています。園長の責任のもと、保育所児童保育要録を作成して関係小学校に送付しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>健康管理に関するマニュアルに沿って、子どもの健康状態を観察し、身体計測、健康診断、歯科健診などを行っています。子どもの体調悪化やけがには、マニュアルに基づき状況に応じて保護者と連絡を取り合って対応し、翌日に様子を聞いています。ふだんと少し様子が異なる時や小さなけがは連絡帳やお迎え時に保護者に伝えています。年間の保健業務計画を作成し、月ごとに保健目標、配慮事項、保健行事、保健指導について記載しています。職員は、子どもの既往症や予防接種状況などは入園時や年度初めに家庭から提出してもらう書類で把握し、日々の健康状態はミーティングや連絡ノートで共有しています。園の健康に関する方針や取り組みは、重要事項説明書に記載して入園時に説明し、園だよりでも伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)について研修を実施し、睡眠時の状態確認は2歳の誕生日まで10分おきに行っています。保護者へは入園時にコットカバーの購入にあたりSIDSについて話をしています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>全園児に健康診断、歯科健診を年2回、3歳児に視聴覚健診、3~5歳児に尿検査を実施しています。結果は健康台帳、歯科健診票に記載してファイルするとともに、ミーティングで職員に周知しています。健診の結果から配慮が必要な場合は、個人的に対応を検討しています。歯科健診の前に歯についての紙芝居を読むなどしながら、子どもたちに健康についての話をしています。保護者へは健康診断や歯科健診の結果を連絡帳に添付して伝え、気になることがある場合は口頭でも伝えています。健診の前に保護者からの質問を把握し、健診時に返事をもらい保護者に伝えています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>アレルギーについてはガイドラインに基づいてマニュアルを作成し、医師の「保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に従って食事を提供しています。全園児のアレルギー関係の書類や情報を「アレルギー関係ファイル」にまとめ、「アレルギー児対応一覧表」を付けて確認をしやすくしています。慢性疾患等で与薬が必要な場合は「主治医の意見書」を基に対応しています。食物アレルギーには、前月に保護者に献立のチェックを依頼して除去食を用意し、食事時の子どもの様子で気になることがあれば保護者に伝えるなど、保護者と連携を取り合い対応しています。食事の際は職員がつき、おかわりを出す際も確認をしています。マニュアルに、アレルギーのある子どもの登園確認から配膳までの流れをフローチャートで図示し、アナフィラキシーに対する補助治療剤を預かる場合には職員研修を行っています。子どもたちには、気をつけることを言葉で説明し、本などを見せて理解を図っています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>食育を全体的な計画や、年間及び月間の指導計画に記載して保育に位置づけています。食事は1、2歳児は各保育室で、3~5歳児はクラスごとに机を並べてとり、感染症予防のために黙食をしています。食器は強化磁器で、大きさは年齢に合わせ、3歳児後半から箸の使用を始めています。子どもに食事の量を聞いて配膳し、完食して満足感を得られるようにしています。また嫌いなものは食べられたときにほめ、食べる量が少しずつ増えるようにしています。年間食育計画を作成し、子どもたちに3色食品群や消化など食べ物と健康についての話や、食事のマナー、行事食などについて話をしています。1歳児から食材を見せ、3~5歳児は夏野菜を育てて食べていますが、感染症予防のため現在クッキングは行っていません。保護者へは玄関にサンプルを置き、前月に献立表と給食だよりを渡してメニューや摂取カロリー、健康などの情報を伝え、懇談会でも食事について話をしています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
毎年10月に子どもの発達状態を確認して、献立や調理に生かしています。委託会社の栄養士がミーティングや職員会議に参加して情報交換を行い、園と委託会社が連携して食事を提供しています。保育士は子どもの発達状況や食べている様子などを把握し、1歳児では個別に細かくするなど成長の様子から食事の形態を変えています。一人ひとりの子どもの食べる量や好き嫌いは配膳の際に子どもに聞いて把握し、残食調査、職員の意見などから子どもの食べ具合を把握して次回の献立に生かしています。また子どもの好きなおかずを聞き、卒園に向けて3月に提供しています。旬の食材を使い、行事食の際は盛り付けにも工夫をして、季節感のある楽しい食事を提供しています。従来は調理師、栄養士が給食時に回って子どもの食べている様子を見たり話を聞いたりしていましたが、現在はコロナ禍のために中止しています。衛生管理は業務委託をしている会社の衛生管理マニュアルに沿って管理されています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
連絡帳や登降園時の会話で保護者と情報交換をしています。連絡帳は全園児が持参していますが、1、2歳児の連絡帳は毎日の記入を必須とし、家庭や園での子どもの様子をていねいに伝え合っています。3～5歳児は必要時に使用しています。また3～5歳児は毎日クラスごとに子どもの様子をクラスノートに記載し、写真なども添えて保護者が自由に見られるように玄関に置いています。年2回懇談会を行い、各年齢の子どもの特徴や保育の目的、活動の様子を伝えています。子どもの成長は懇談会で写真を見せながら説明し、行事や生活発表会の際には直接見てもらっています。制作した作品を保護者が見られるように各クラスに展示し、保育室に入れないクラスは外から見えるように展示しています。また保育中に撮った写真をスマートフォンで見られるようにして販売したり、運動会前に練習の様子を見られる時間を設けたりして、保護者の理解を深めています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
日々のコミュニケーションを大切にして保護者の意向をくみ取るように努め、家庭の事情を把握して保育にあたり、保護者との信頼関係を築けるようにしています。引き継ぎファイルを各クラスと乳児、幼児の各棟に置き、保護者からの要望や相談の内容を職員間で共有するとともに、園での子どもの様子を降園時に伝えられるようにしています。個人面談は要望を受けて行っています。要望があると保護者の希望になるべく沿える時間に行うようにしています。また感染症予防のために懇談会の開催ができなかった場合には、全員に個人面談を実施しています。保育参観は、子どもの様子を伝えるために必要に応じて個別に行っています。個人面談の内容は「個人面談記録」に記録しています。また面談や相談の内容は、ミーティングや会議の際に職員間で共有し、対応を検討したり相談を受けた職員に助言を行ったりして、園全体で子どもを見守れるようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
健康観察や子どもの様子から虐待などの兆候を把握するように努めています。虐待などの可能性がある場合は、毎日のミーティングや会議で情報を共有し、子どもの様子を確認しています。また保護者への声かけを増やし、面談や電話で様子を把握して相談に応じ、疲れている様子の保護者への声かけについて職員間で相談するなど、虐待の予防に努めています。横浜市の中央児童相談所と連携し、子どもの記録をていねいに行うとともに、状況によっては速やかに連絡が取れる体制にしています。また西区役所とも連携し、虐待の早期発見、防止に努めています。関係機関との連携は園長を中心に主任、クラス担任や乳児、幼児リーダーもかかわっています。虐待防止マニュアルがあり、虐待の分類や保育園の役割、発見のポイント、虐待が疑われる場合のフローチャートなどを記載して、各クラスに置いています。毎年マニュアルをもとに研修を実施し、職員の自己評価では虐待への意識が高いことがうかがえます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
毎日のミーティングや乳児、幼児会議で子どもの様子について話し合い、保育の振り返りを行い、年間指導計画、月案、保育日誌には自己評価を記載しています。子どもの成長した様子、まだ難しかった活動などを考察し、心の育ちや意欲を見ながら次の計画につなげています。また毎年1回チェックシートを用いた保育士の自己評価を行っています。チェックシートでは、子どもの発達援助、子育て支援、地域との連携、運営管理の視点において、それぞれ50項目弱の評価項目を定めて自己評価を行い、理事長が結果を集計し園の自己評価として公表しています。この結果を受けて、今年度は主任を中心に「保育の質の向上」などをテーマにパート職員も含めた園内研修を行い、改善できることはスピード感をもって実行に移していくよう取り組んでいます。	